

<資料>

大学をプラットフォームとしたリービングケアとアフターケア —社会的養護とのコーディネーションスキーム—

片山 寛信*

抄 録：

本稿はA大学B学科における、社会的養護の支援を受けた経験のある学生への、サポートスキームについてまとめることを目的とする。

本スキームは社会的養護における支援メニューであるアフターケアについて、大学をプラットフォームとして実施できることを意識したものである。

Phase 1では、対象者が措置されている施設等より入学希望について連絡を受け、大学の担当者が対象者及び施設長等と面談の機会を持つ。目的は、受験の意志確認及び本スキームの説明や大学の雰囲気伝えることである。

Phase 2では、対象者の合格が確定した後に、社会的養護の支援者とのカンファレンスを実施する。目的は、大学の基本的な学生支援体制と社会的養護のアフターケア体制についての確認と共有、リービングケア内容の検討である。

Phase 3では、入学直前にあたる2月～3月に実施する。目的は、対象者が大学生活を前向きに捉える動機づけである。

Phase 4では、大学入学後、前期終了時及び後期終了時の年2回実施する。目的は、充実した大学生活の状況確認と卒業に向けた動機づけの他、対象者が困難を抱えている場合のサポートや進路変更に伴う中退などへの対応である。

本スキームにより、対象者は成功体験や失敗体験を積み重ね、必要に応じて相談をしたい人に相談し、安定した学生生活につながる事が期待できる。

キーワード：リービングケア、アフターケア、社会的養護、ケアリーバー、自立支援

1. はじめに

児童養護施設をはじめとした社会的養護を利用している子どもの大学等進学率は36.4%で、全高校平均の80.9%と比較し低い状況（こども家庭庁:2023）である。この状況に対しては、給付型の奨学金や社会的養護自立支援事業の開始等の対策が講じられ、徐々にではあるが進学率が上昇してきている。その一方で、松本らが実施した『児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除

された者の実態把握に関する全国調査』(三菱UFJリサーチ&コンサルティング:2021)の「最終学歴…卒業等の状況」の項目において、中退率が17.5%。4年生大学のみでは11.8%（児童養護施設で12.1%、里親で6.5%、ファミリーホームで17.6%）という割合であること。ブリッジフォースマイルの調査結果では「入学して1年3ヶ月が経過した時点で、7.5%が中退」、「順調に行けば卒業しているはずの入学4年後の進学者のうち、中退者は27.5%」（ブリッジフォースマイル:2023）であることが明らかになっている。これらは、文部科学省が示している、全国の国公私立大学（短期大学を含む）及び高等専門学校の中退率1.95%（文部科学省:2021）と比較す

*北海道医療大学看護福祉学部福祉マネジメント学科

ると、その中退率の高さがわかる。

児童虐待や保護者の病気などを理由に措置されている社会的養護出身者（以下、ケアリーバー）は、実親を経済的にも精神的にも頼りづらい場合も多いことが考えられ、サポートが少ない中、単独での社会生活を余儀なくされている。

ケアリーバーに対する給付型の奨学金が増加してきているとはいえ、生活費の支弁は自分で行わなければならない、その額を個人で捻出するためにアルバイトなどの掛け持ちが必要となる。また、精神的なサポートが脆弱であると、大学生活における些細な苦労や悩みについて相談ができないまま大きな問題となり、中退に繋がる可能性も考えられる。

社会的養護の支援においては、社会自立に向けた支援であるリービングケアや、措置解除後に実施するアフターケアなど出身施設等による支援や、社会的養護自立支援事業など複数の支援メニューがある。一方で、これらの支援メニューと大学のコーディネーションに関する報告等は見当たらない。先行研究においても「児童養護施設退所児が大学に進学した後に抱える課題への支援の必要性が高くなっている」（平松：2015）とされている。大学は入学することが目標ではなく、必要な単位を取得し卒業することが目標である。ケアリーバーが卒業という目標を達成するためには、社会的養護の支援であるリービングケア・アフターケアがスムーズに実施される必要がある。

2. 目的

本稿はA大学B学科における社会的養護の支援を受けた経験のある学生へのサポートスキームについて報告することを目的とする。

3. 倫理的配慮

本稿で使用している調査データの一部は、北海道医療大学看護福祉学研究科倫理審査委員会の承認（21N012011）を得て実施した調査結果を用いている。

4. 社会的養護の支援体制

1) リービングケアとアフターケア

児童養護施設等をはじめとした、社会的養護の支援段階は大きく4つの段階に分けられる。入所に向けた支援を行うアドミッションケア。日常生活支援を主とするインケア。措置解除に向けた支援であるリービングケア。そして措置解除後の支援であるアフターケアである。

山縣は「イン・ケアとアフター・ケアとに分断されて理解されがち」であった児童養護施設等の支援について、「リービング・ケアといった考え方は、これを連続線上に繋ぐ、一貫した児童養護施設を考える上で重要な意味をもつ」（山縣：1989）としており、リービングケアは措置解除後の生活を見据えた重要な支援の1つである。

アフターケアは、児童福祉法において「児童養護施設は、保護者のない児童…虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする」（児童福祉法第41条）と示されているように、児童養護施設等の社会的養護に関わる施設において、措置解除後も継続して相談その他の援助を行うものである。

2) 社会的養護自立支援事業

社会的養護自立支援事業は、2017年度から制度化された、児童養護施設や里親等に措置されていた者で、措置解除後自立に向けての支援を継続して行うことが適当な場合について、個々の状況に応じて継続して必要な支援を実施することができる事業である。具体的には支援コーディネーターによる継続支援計画の作成や、生活相談、就労相談など複数の事業がある。（厚生労働省：2017）

A大学B学科が所在する地域では、支援コーディネーター事業を社会福祉法人に委託している。児童福祉法の改正により自治体によっては今後、社会的養護自立支援拠点事業としてアフターケア事業所が拡充され、ケアリーバーの支援に参加することも想定される。

3) 社会的養護における各支援段階の計画

自立支援計画は、社会的養護の支援において「児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的」を達成するために、「個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない」（児童福祉施設の設定及び運営に関する基準）と定められている。

継続支援計画は、社会的養護自立支援事業において、支援コーディネーターが「18歳以上の対象の青年のアセスメントを原則措置解除前に行い、その結果を踏まえ本人、里親、施設等の意見を聞きながら」『継続支援計画』を策定し、それに基づく支援を提供する」（厚生労働省：2018）こととなっている。そのため「継続支援計画には、

自立に向けた支援上の課題、そのために達成すべき支援目標、目標達成のための具体的な支援内容」(厚生労働省：2018)を定める必要があるとされている。

5. スキームの概要

児童養護施設等や里親（以下、施設等）からの措置解除後に抱えるケアリーバーの困難については、「生活費や学費のこと」、「将来のこと」、「仕事のこと」、「人間関係のこと」などが多くなっていることが明らかになっている（三菱UFJリサーチ&コンサルティング：2021）。このような困難に対応するため、リービングケアやアフターケアは、施設等における支援と社会的養護自立支援事業を活用する支援の大きく2本柱で展開している。出身施設等からのアフターケアは、措置時代からの職員等とケアリーバーの関係性を活かした支援が期待できる。社会的養護自立支援事業は、支援コーディネーターが作成する継続支援計画に基づき、地域にあるフォーマル・インフォーマルの資源を活用した、過不足ない支援を実施することが期待できる。

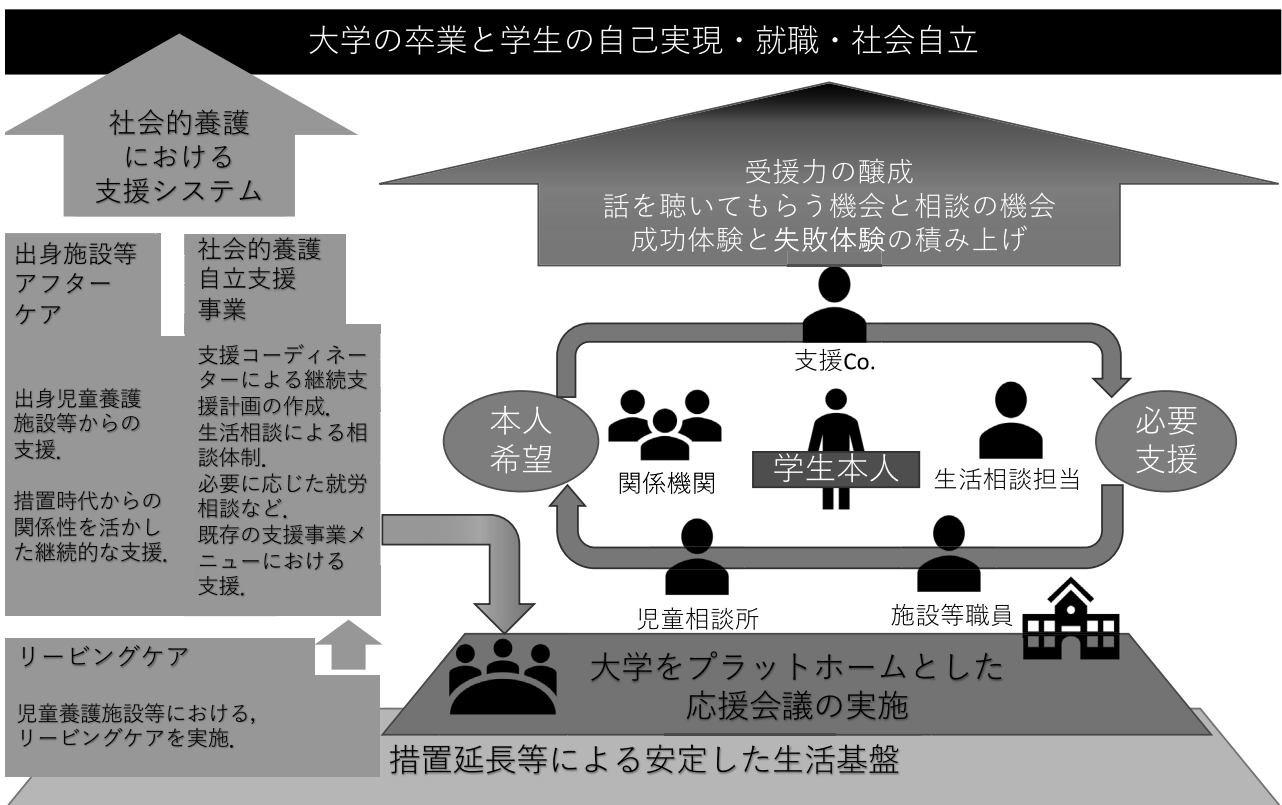
一方北海道内の児童養護施設への調査では、進学者の居住地の変遷として「ほとんど所縁があるとは思えない状況の中で」、「札幌都市圏以外から多くの施設出身者が移動してきている」ことが明らかになり、「支援者としては物理的距離という問題を抱えながら支援を継続せ

ざるを得ない」(井出：2023)と指摘されている。

また、著者が実施した北海道内の児童養護施設の直接支援職員を対象とした、リービングケアの実践状況の調査において、「地域資源（進学先、就職先などやこども食堂、フードバンクなどの民間の支援機関）と入所中から支援者同士で情報共有を行う」について、都市と地方に有意な差はなかった。

これらのことから、施設等の立地を問わずリービングケア、アフターケアがスムーズに実施できるよう、地域資源の1つである大学と施設等とが繋がることのできるスキームの検討が必要であると考えられる。そこで本スキームは、社会的養護における支援の2本柱が主催者となり、対象者への支援がスムーズに展開できるように、対象者が多くの時間を過ごしている大学をプラットフォームとして、対象者本人と支援者が集まり、本人の希望を中心とした支援を展開できるようカンファレンスを開催する仕組みを基本とした。(Figure：社会的養護とのコーディネーションスキーム)

樋口は、「リービングケア・アフターケアの際、困ったときどうするのか、という対処法について伝えることは必要だが、困ったときに（原文ママ）他者に頼り、程よく依存できることの意味についても合わせて伝えるべき」とし、リービングケア・アフターケアにおいて、「他者に依存することの大切さも知ることが必要」（樋口：2020）と指摘している。



Figure：社会的養護とのコーディネーションスキーム

リービングケアの段階から本スキームを活用していくことで、対象者が措置解除後に頼ることができる大学の教職員と事前に出会うことで、措置解除後の生活イメージ形成のきっかけにもなり、必要な支援を対象者自身が考えていくことに繋がる。さらに、生育歴の影響により他者との信頼関係構築に苦勞を抱えている対象者も少なくないため、措置中からの出会いは、「程よく依存できる意味」について理解を促すことにも繋がるのが期待できる。また、大学側としても、対象者の様子の確認や必要な情報について支援者等と意見交換の機会を持つことができ、必要に応じた対応を入学前に検討することができる。

アフターケアにおいては、対象者が社会的養護の支援者だけではなく、大学の教職員にも相談を重ねながら、成功体験や失敗体験を積み重ねていくことで、エンパワメントを高めていくことが期待できる。

また、何らかの理由で退学を検討する場合においても、進路変更について支援者と相談する機会を持つなどし、対象者が孤立することのない伴走型支援が期待される。

なお、継続支援計画の作成において、「対象の青年…の意見を聞きながら」（厚生労働省：2018）作成することが求められているように、本スキームにおいても対象者の意見を大切にしたい支援が原則となることに留意したい。

1) Phase 1

(1) 時期と目的

対象者が措置されている施設等より入学希望について大学が連絡を受け、対象者及び施設長等と面談の機会を持つ。

このPhaseの目的は、受験の意志確認及び本スキームの説明や大学の雰囲気伝えることである。

(2) 参加者と検討事項

参加者として想定されるのは、以下の通りである。

対象者本人及び措置されている施設等の施設長及び担当職員や自立支援担当職員等。Family based care ii の場合は里親。社会的養護自立支援事業の支援コーディネーター。大学からは入試広報課や社会的養護について知識のある教職員（以下、学内コーディネーター）の他、必要と考えられる教職員等が考えられる。

共有・検討事項として想定されるのは、以下のとおりである。

受験意志の確認と本スキームについての説明を行う他、大学の雰囲気や取得できる資格等についての説明を行うことが想定される。また、より安定した環境におけ

る進学ができるよう、措置延長の活用について検討を行うことが想定される。A大学B学科が設定している社会的養護出身者専用の奨学枠を使用する場合、その詳細説明も実施することが想定される。

2) Phase 2

(1) 時期と目的

対象者の合格が確定した後に施設等の支援者とのカンファレンスを実施する。このPhaseの目的は、大学の基本的な学生支援体制と、社会的養護のアフターケア体制についての確認と共有、リービングケア内容の検討である。

(2) 参加者と検討事項

主催は社会的養護自立支援事業の支援コーディネーターもしくは施設等で、参加者として想定されるのは、以下のとおりである。

社会的養護自立支援事業から、支援コーディネーターと生活相談担当。措置先からは、担当職員や自立支援担当職員等。Family based careの場合は里親。児童相談所から、対象者の担当児童福祉司の他、必要と考えられる専門職等。大学からは、担任予定教員及び学内コーディネーターの他、必要と考えられる教職員等が考えられる。

共有・検討事項として想定されるのは、以下のとおりである。

児童相談所や施設等からは、個別ケースに関する情報として、本人特性や家族の状況などの要配慮事項とこれらを踏まえた、大学生活における不安や懸念点。措置延長の可否や、家庭復帰の可否、措置解除後の生活拠点予定などを可能な範囲で共有。社会的養護の支援におけるアフターケアの構造、連携体制及び方法の確認などが実施されることが想定される。

支援コーディネーター・生活相談担当からは、社会的養護自立支援事業についての説明、継続支援計画作成にあたってのアセスメント状況についての共有が想定される。

大学からは、担任制度の説明や臨床心理士による学生相談制度の紹介等学生支援体制の説明。概ねの実習時期と実習期間中のアルバイトが原則実施できないなど、大学生活におけるパンフレット等には示されていない、留意すべき事項についての情報提供を行う。さらに学科が設定している、社会的養護経験者の奨学枠について、休学や留年時の留意事項の説明や、その他の奨学金における留意事項についての事例を含めた説明を実施することが考えられる。重ねて、過去のサポート事例についても紹介し、施設等が実施するアフターケアに対する大学としての協力体制について、具体的なイメージ共有をすることが想定される。

それぞれの役割確認を行った上で、個別ケースに応じた継続支援計画及びクライシスプラン作成に向けた意見交換や、必要なリーディングケアの内容の確認と共有を行い、それぞれの機関の担当者や担当者との連絡方法の共有等が想定される。

3) Phase 3

(1) 時期と目的

入学直前にあたる2月～3月に実施する。このPhaseの目的は、対象者が大学生活を前向きに捉える動機づけである。対象者と共に支援コーディネーターが作成をした継続支援計画及び、クライシスプランの共有を行うことである。

(2) 参加者と検討事項

主催は社会的養護自立支援事業の支援コーディネーターもしくは施設等で、参加者として想定されるのは、以下のとおりである。

対象者には施設職員等や支援コーディネーターからカンファレンスの目的と趣旨を説明し、参加を促す。なお、カンファレンスへの参加はあくまでも対象者の希望を優先する。

社会的養護自立支援事業から、支援コーディネーターと生活相談担当。措置先からは、担当職員や自立支援担当職員等。Family based careの場合は里親。児童相談所から、対象者の担当児童福祉司の他、必要と考えられる専門職等。大学からは、担任予定教員及び学内コーディネーターの他、必要と考えられる教職員等が考えられる。

共有・検討事項として想定されるのは、以下のとおりである。

対象者は、自分が大学で頑張りたいこと、楽しみにしていることなど目標の共有を行うことが想定される。

児童相談所や施設等からは、本人のストレンクスを中心とした大学生活に向けた期待と合わせ、懸念している点等を可能な範囲で共有等が想定される。

支援コーディネーター・生活相談担当からは、社会的養護自立支援事業についての説明、継続支援計画及びクライシスプランについての説明と合わせ、相談や連絡方法などについての説明等が想定される。

大学からは、決定した担任の自己紹介や担任制度の説明。臨床心理士による学生相談制度の紹介等が想定される。

4) Phase 4

(1) 時期と目的

大学入学後、前期終了時及び後期終了時の年2回実施する。このPhaseの目的は、充実した大学生活の状況確

認と卒業に向けた動機付けが想定される他、対象者が困難を抱えている場合のサポートや進路変更に伴う中退などへの対応である。

(2) 参加者と検討事項

主催は社会的養護自立支援事業の支援コーディネーターもしくは施設等で、参加者として想定されるのは、以下のとおりである。

カンファレンスへの同席の希望を確認した上で、対象者本人の参加が望まれる。

社会的養護自立支援事業から、支援コーディネーターと生活相談担当。元措置先の施設等からは、担当職員や自立支援担当職員等。Family based careの場合は里親。措置延長を活用している場合、児童相談所から、対象者の担当児童福祉司の他、必要と考えられる専門職等。大学からは、担任教員及び学内コーディネーターの他、必要と考えられる教職員等が考えられる。

共有・検討事項として想定されるのは、以下のとおりである。

このPhaseは、対象者が学生生活に関して大きな苦勞を抱えていない場合は次のことが想定される。対象者が大学生活において現在取り組んでいること、楽しんでいること、不安などに関する語りが主な共有事項となる。

また大学の担任等からは、出席状況や今後の実習予定等。出身施設等の職員等からは、対象者の学生生活に関する感想など。支援コーディネーターからは、対象者の学生生活に関する感想に加え、継続支援計画の見直し等も含め、クライシスプランの共有と本人確認等。今後困った時の相談先の確認を行うこと等が想定される。

対象者が大学生活等において困難を有している場合は、各関係機関が対象者の同意を得た上で情報を共有し、対象者自身が問題解決できるようサポート体制を構築することが想定される。

対象者が抱える可能性がある困難は、生活に関すること、親に関すること、出席に関すること、成績に関することなど多様な理由が想定されるため、状況に応じた柔軟な対応が求められる。このため必要な情報共有の内容や対応すべき支援内容も状況によって変化することが想定される。

5) 休学や中退への対応

対象者の中には、大学生活を重ねる中で進路変更の希望や心身の体調を崩すなど、やむを得ない事情が発生することも想定され、中退や休学などの対応が必要となってくる。

本スキームを活用することで対象者が孤立せず、安心して次のステップに進むための体制の確認とその準備を一緒に行うことができる。必要に応じて、Phase 4の時

期に関わらず、関係機関でカンファレンスを行うことが求められる。

6. おわりに

本スキームは、A大学B学科独自のものである。

A大学B学科には社会的養護出身者向けの奨学金が用意されているため、社会的養護出身者が学費の面において入学しやすい体制がある。近年、給付型の奨学金の拡充により、当該枠を使用しないで進学しているケースも散見される。そのため今後は、B学科だけのスキームではなく、大学全体として社会的養護経験者の受け入れに関するスキームの検討が必要ではないだろうか。

本単体の調査(三菱UFJリサーチ&コンサルティング：2021)では、ケアリーバーが「困った時の相談相手」として最も多かったのが、「施設の(元)職員」である。一方で、ケアリーバーへのインタビュー調査において、施設に対する配慮や疎外感などを理由として、出身施設への相談のしづらさがあることも示唆されている。(片山：2018)頼りたいと思う気持ちと、施設職員の多忙さを見てきているが故の相談のしづらさの双方を抱えていることが推察される。

さらに著者が2023年に実施した、北海道内の児童養護施設に勤める直接支援職員への調査では、ケアリーバーに関する相談先が自施設以外にないと答えた支援者が、約71%であった。(片山：2023)今後その他の調査項目の結果と合わせた詳細分析が必要ではあるが、対象者を支援する側も外部機関に相談する相手がなく、孤立している可能性がある。

大学がプラットホームとして社会的養護の支援体制に関係することで、対象者が頼りたいと思う人と、定期的な交流ができる。さらに、支援者と教職員も必要な情報の共有が相互で可能となり、学業だけではなく、生活面に関することなどあらゆる困難に対するアプローチがスムーズに実施できることが期待できる。社会的養護の支援において積み重ねられているリービングケアであるが、「社会的スキルの獲得や就労支援に限定されたものであってはならない」(井出：2014)と指摘される一方で、限られた措置期間においては、対象者のペースに合わせた支援の実施には期限切れを余儀なくされることもある。本スキームを活用していくことで、「単にキャリア教育を行うインプット型ではなく、やり取りを通じて彼らが青写真を主体的に描き、心理的自立を平行させられるような支援が望ましい」(樋口：2020)とされるように、対象者は大学生活の中で、成功体験や失敗体験を積み重ね、必要に応じて相談をしたい人に相談ができることが可能となり、結果としてより安定した学生生活を

送ること、社会自立に向けたリービングケアを、アフターケアと連帯しながら実施できることが期待できる。

本スキームは構築して間もないものである。今後の課題として、実践と評価及びその分析を重ね、実施方法や実施時期などについての検討や改善を重ねていく必要がある。

謝辞

本稿は、日本学術振興会 科学研究費助成事業 基盤研究(C) 21K01995(『地域分散化時代を見据えた社会的養育のリービングケアとアフターケアのモデル開発』)の助成を受け実施した、「児童養護施設におけるリービングケアの現状に関する調査」の調査結果を使用している。

文献

- ブリッジフォースマイル(2023)『全国児童養護施設 退所者トラッキング調査 2023』
- 樋口亜瑞佐(2020)「社会的養護における進学支援」、『愛知教育大学教育臨床総合センター紀要』10号
- 平松喜代江(2015)「児童養護施設における自立支援に関する文献的検討」、『中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究紀要』第16号、21-29.
- 井出智博(2014)「児童養護施設年長児童に対するキャリア・カウンセリング・プログラムの開発」、『第43回三菱財団社会福祉事業・研究助成 研究成果報告書』
- 井出智博(2023)「地方の里親家庭や児童養護施設で育った若者の定着条件」、『一般財団法人北海道開発協会 2022年度研究助成セミナー“北海道の特性に対応した移住・定住の道筋を探る”抄録集』、12-18.
- 片山寛信(2018)「児童養護施設のアフターケアのあり方：当事者の語りからの一考察」、『札幌大学女子短期大学部紀要』第66巻：7-30.
- 片山寛信(2023)「児童養護施設におけるリービングケアの実施内容：北海道内の児童養護施設への質問紙調査から」、『日本社会福祉学会第71回秋季大会報告書』、43-44.
- こども家庭庁(2023)『社会的養護の推進に向けて』
- 厚生労働省(2017)『社会的養護自立支援事業等の実施について』
- 厚生労働省(2018)『18歳到達後の継続支援計画策定における支援者向けガイドライン』
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2021)『児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査』

文部科学省（2021）『学生の修学状況（中退者・休学者）
等に関する調査』

山縣文治（1989）児童養護におけるリービング・ケア・
ソーシャルワーク研究, vol. 15No. 1 : 44-50.

ⁱ 大学入学前は社会的養護の支援を受けている子ども

であり、入学後は当該大学の学生となる。措置解除され
た場合は、ケアリーバーと呼ばれることもある。このた
め本稿においては、用語の定義として入学前、入学後問
わず「対象者」と示す。

ⁱⁱ **Family based care**は、「家庭と同様の養育環境」のこ
とを指し、里親やファミリーホームである。

University-Based Leaving care and Aftercare : Coordination Scheme with Alternative Care of Children

Hironobu KATAYAMA*

Key Words : Leaving care, After care, Alternative Care of Children, Care leaver, Relationship based care

* Department of Social Management, School of Nursing and Social Services, Health Sciences University of Hokkaido